

米軍普天間基地代替施設「評価書」に係る知事意見について

2012年2月20日 日本平和委員会

沖縄県の仲井眞弘多知事は、20日、普天間基地代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見を、沖縄防衛局に提出しました。

これは、8日に沖縄県環境影響評価審査会が知事に提出した答申をふまえて、「当該事業は、環境の保全上重大な問題がある」と考える。また、当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える」と、この事業が自然環境も生活環境も破壊する計画であり、評価書も極めてずさんなものであることを厳しく指摘するものとなっています。

私たちは、政府がこの知事意見をふまえ、環境を破壊するこの新基地建設計画をきっぱりと断念し、撤回することを求めるものです。

同時に、知事意見は、「県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、日本国内の他の地域への移設が、合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考え、日米両政府に対し、同飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう、繰り返し求めてきたところである」との立場を表明しています。

私たちは、県民の総意が「普天間基地の早期の閉鎖・返還」と「県内移設断念」にあると考えます（2010年4月25日の「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」の大会決議）。私たちはこの県民の一致点に立脚して、その実現の先頭に知事が立つことを強く求めるものです。

この計画は、知事意見が明確に指摘しているように、生活・自然環境を根本から破壊する計画であり、県民を守る知事の立場から、主体的に率先して反対すべき問題です。

また、「日本国内の他の地域への移設」は、「県内移設反対」を求める県民の中の一つの意見であり、一致点とはなっていません。それは結局、普天間の苦しみを他の都道府県に移転することを条件とするものであり、それを受け入れる地域はあり得ず、それを条件とする限り普天間基地の閉鎖・撤去は実現できないことになります。

そもそも、普天間基地がもたらしているきわめて深刻な非人道的な状況は、一刻も早く除去しなければならない問題であり、「移設先」を解決の条件とすべきではありません。アメリカ本国では、野生生物に悪影響があるだけで軍用機の飛行が禁止されているのであり、普天間基地の即時の無条件閉鎖・撤去を求めるのは、きわめて当然のことです。また、普天間基地は米軍が国際法に違反して、県民の土地を強奪してつくられたものであり、この点でも無条件返還を要求するのは当然です。さらに、普天間基地を含む米海兵隊は、「日本防衛」とも無縁な、海外侵攻の部隊であり、このような部隊のために「移設先」を提供する必要などなく、無条件撤去を求めるのは当然です。

私たちは、かかる見地から、知事が県民の総意である普天間基地の早期の閉鎖・撤去、県内移設反対の実現の先頭に立って奮闘されること、さらには、普天間基地の無条件撤去の立場に立って奮闘されることを、改めて強く求めるものです。私たちは、それこそが普天間基地の固定化を打破し、早期の返還を実現する道だと確信するものです。